2	（略）	一度三八分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二〇分五九秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二九分五二秒の地点、北緯三〇度三九分五二秒東経一三二度八分四七秒の地点、北緯三〇度四七分五九秒東経一三二度一九分二六秒の地点、北緯三二度一三秒東経一三三度五九分五一秒の地点及び北緯三二度五〇分四八秒東経一三四度五九分五四秒の地点を順次に結んだ線並びにＡ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域（東京航空交通管制部の管轄区域を除く。）
	（略）	

2	（略）	一度三九分二三秒の地点、北緯二九度三一分五二秒東経一三一度三八分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二〇分五九秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二九分五二秒の地点、北緯三〇度三九分五二秒東経一三二度八分四七秒の地点、北緯三〇度四七分五九秒東経一三二度一九分二六秒の地点、北緯三二度一三秒東経一三三度五九分五一秒の地点、北緯三二度三五分四七秒東経一三四度二五分一〇秒の地点及び北緯三二度三九分五四秒の地点を順次に結んだ線並びにＡ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域（東京航空交通管制部の管轄区域を除く。）
	（略）	

附　則

この省令は、令和七年三月二十日から施行する。

告　示